

## 規約等の改正について

## 1 改正の理由

平成26年度の国の補正予算の「稲作農業の体質強化緊急対策事業」を実施するため。

## 2 主な改正点

規約・規定の名称	改正内容等
1 規約	第4条（事業） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の項目を追加 第26条（資金） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の項目を追加
2 事務処理規程	第3条（事務処理体制） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の項目を追加
3 会計処理規程	第2条（適用範囲） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱の項目を追加 第4条（会計区分） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の項目を追加 第8条（経理責任者） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の項目を追加
4 文書取扱規程	第5条（文書管理責任者） ・ 稲作農業の体質強化緊急対策事業の項目を追加

熊本県農業再生協議会「規約」新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(14) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること</u></p> <p>(15) <u>この他、地域農業を振興するために必要なこと。</u></p> <p>第5条～25条 (略)</p> <p>(資金) 第26条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 経営所得安定対策推進事業(直接支払推進事業)費補助金</p> <p>(5) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る交付金等</u></p> <p>(6) 県からの補助金・交付金</p> <p>(7) その他の収入第25条～33条 (略)</p> <p>第27条～第34条 (略)</p> <p>附 則 1～16 (略)</p> <p>17 この規約は、平成27年 月 日に一部改正する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 米の直接支払交付金の推進に関すること。</p> <p>(14) この他、地域農業を振興するために必要なこと。</p> <p>第5条～25条 (略)</p> <p>(資金) 第26条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 経営所得安定対策推進事業(直接支払推進事業)費補助金</p> <p>(5) 県からの補助金・交付金</p> <p>(6) その他の収入第25条～33条 (略)</p> <p>第27条～34条 (略)</p> <p>附 則 1～16</p>

熊本県農業再生協議会「事務処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>(目的) 第1条～2条 (略)</p> <p>(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務分担組織 責任者】 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務</u> <u>熊本県農林水産部生産局農産課 農産課長</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(雑則) 第4条 (略)</p> <p>附 則 1～11 (略)</p> <p>12 この規程は、平成27年 月 日に一部改正する。</p>	<p>(目的) 第1条～2条 (略)</p> <p>(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務の区分】 (1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(雑則) 第4条 (略)</p> <p>附 則 1～11 (略)</p>

熊本県農業再生協議会「会計処理規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略) (適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2846号）、燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2901号）、攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第2969号）、<u>稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生産第2687号）</u>及び熊本県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるものとする。</p> <p>第3条 (略) (会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1)～(5) (略) (6) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業会計</u> (7) (1) (2) (3) (4) (5) 以外の県からの補助金・交付金事業会計 (8) その他の事業会計</p> <p>第5条～第7条 (略) (経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 (1)～(9) (略) (10) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業の実施に係る事務</u> 同上(※)</p> <p>2 (略) 第9条～38条 (略) 附則 1～11 (略) 12 この規程は、平成27年 月 日に一部改正する。 (※) 同上：熊本県農業協同組合中央会・連合会普農生活センター所長を指す</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略) (適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2846号）、燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2901号）、攻めの農業実践緊急対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第2969号）及び熊本県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるものとする。</p> <p>第3条 (略) (会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1)～(5) (略) (6) (1) (2) (3) (4) (5) 以外の県からの補助金・交付金事業会計 (7) その他の事業会計</p> <p>第5条～第7条 (略) (経理責任者)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 (1)～(9) (略) (10) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業の実施に係る事務</u> 同上(※)</p> <p>2 (略) 第9条～38条 (略) 附則 1～11 (略)</p>

熊本県農業再生協議会「文書取扱規程」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1条～第4条 (略) (文書管理責任者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」とい う。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務</u> 熊本県農林水産部生産局農産課 農産課長</p> <p>2 (省略)</p> <p>第6条～第24条 (省略)</p> <p>附 則 1～12 (省略)</p> <p>13 この規程は、平成27年 月 日に一部改正する。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (文書管理責任者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」とい う。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第6条～第24条 (省略)</p> <p>附 則 1～12 (省略)</p>

